

(1) 納入すべき金額と納入書の月割額の金額が一致している場合

(例)【納入される金額】49,800 = 【納入書の月割額(1)】49,800

令和○年 7月	指 定 番 号	月割額(1)	円
	0912345678	49,800	
納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照)	給与分一括徴収分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
	退職所得分	記入していただく	
	延滞金	必要はありません	
	納入金額(2)	合計額	
納期限	令和○年8月10日		

月割額(1)の欄

【月割額の金額】
 納入される金額と月割額(1)欄の金額が同じ場合は、納入金額(2)の欄は記入していただく必要はありません。

納入金額(2)の欄

※納入書には何も記入せず、そのまま納入してください。